

# 障害のある人の

# 学校教育を受ける権利を考える

# シンポジウム

Naughty boys 4



日時:2020年(R2年)2月23日(日)13:00~17:00

場所:福岡県弁護士会館 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

2012年9月、特別支援学校に通うひとりの少年が給食中の窒息事故により脳に重篤な障害を負いました。

学校で起こった事故については、就学児童生徒が原則として全員加入している災害共済制度で一定の保障を受けることができます。しかし、今回の事故について、共済制度を運営する日本スポーツ振興センターは、「もともと障害があった」ことを理由として、障害見舞金の支払を拒みました。もともと障害がある児童生徒には障害見舞金を支払わない、という主張が通ってしまうのであれば、障害のある児童生徒は、安心して学校に通うことができません。少年の事故補償については、2020年2月6日に控訴審が結審し、判決を間近に控えております。判決を前に、誰もが安心して通うことができる学校、教育の在り方について、理解を深めるために、本シンポジウムを企画しました。皆様のご参加を心からお待ちしています。

## 《プログラム》

- ・植木さんによる基調講演
  - ・弁護団より経過報告
  - ・パネルディスカッション
- 藤林詠子氏ほか

資料代  
300円

## 《植木 淳氏プロフィール》

1972年山口県生まれ。

1995年明治大学法学部卒業。

2003年北九州市立大学法学部助教授（後に准教授・教授）。2016年名城大学法学部教授。

著書『障害のある人の権利と法』（日本評論社・2011年）『「憲法上の権利」入門』（法律文化社・2019年）。

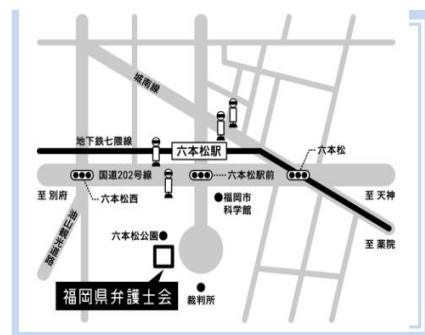
主に憲法14条「平等原則」及び憲法25条「生存権」から、その人の生来的・不変的な条件に関わりなく「個人の尊重」が実現されるための解釈論の構

### <お問い合わせ>

吉田星一法律事務所  
福岡県久留米市城南町16-12  
電話:0942-64-9150 FAX:0942-64-9151

### <主催>

すべての障害者への公正かつ平等な事故補償を求める会  
ホームページ: <https://kaeru2.jimdo.com/>



	1	2	3	4	5	6	7
Aチーム							
Bチーム							

## 障害見舞金とは（植木氏意見書より）

既存障害のある児童生徒でも、既存障害のない児童生徒でも、学校事故による障害でもたらされる精神的な喪失感には変わりなく、既存障害を理由として見舞金の減額を行うことは、正当な理由なく障害のある児童生徒に不利益取扱をするものであるといわざるをえないものである。（中略）

原判決の指摘する通り、本件では「原告らの日常生活の在りようが一変した事実」が「優に認められる」にもかかわらず「原告生徒の既存障害の等級」が「従前から最も重い等級である第1級であったと認められ、これがさらに重篤になったといっても、制度上、これより上の等級はない」ことが問題なのであり、それは本件省令の別表の障害等級表が障害見舞金の支給の目的からみて合理的根拠を欠くものであることに起因する問題である。それにもかかわらず、原判決が上記の議論以上に特段の論証をしないまま「このような制度自体は、その目的等に照らし、一定の合理性を有し、必ずしも不合理とは評価できない」などと結論付けているのは、甚だしく当を欠くものであって、その判断は破棄を免れないものと考ええる。

